## 措置通知書

港湾部 みなと振興・管理課

報告を受けた事項

措置状況

## 1. 契約事務

① 佐世保港国際ターミナルビル清掃及び特定建築物維持管理業務委託契約において、佐世保市清掃業務・警備業務の契約事務に関する要綱第5条第8項において「ねずみ昆虫等防除業務を発注する場合は…長崎県の登録を市内の営業所で受けている者でなければならない。」と規定されているにもかかわらず、登録を受けていない者を選定し、契約を締結していた。

佐世保市清掃業務・警備業務の契約事務に関する要綱第5条第8項の規定については認識していたものの、入札参加事業者の選定の際に、令和3年度入札及び随意契約参加資格者名簿(清掃業務)における資格所有の確認を失念したことにより、長崎県の登録を受けていない事業者を選定し、入札の結果、当該事業者と契約を締結していたものです。

今後は、選定事業者が該当資格を所有しているか、該当する全ての資格情報にチェックを入れた参加資格者名簿を複数人で確認するほか、決裁にも添付し決裁者においても確認を徹底するよう、課内会議においてルールの共有を図り、再発防止に努めるよう周知徹底を行いました。